

奈良県子ども会連合会規約

第一章 総則

(名称)

第1条 この会は、奈良県子ども会連合会（以下「県子連」という）と称する。

(事務局)

第2条 この事務局は、奈良県社会教育センター研修施設内に置く。

第二章 目的および事業

(目的)

第3条 この会は、各市町村子ども会相互の連絡連携をはかり、子ども会の活動を充実し、子どもの健全育成に寄与することとする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 各市町村子ども会連合会組織相互の連絡協調
- ② 指導者の養成および研修
- ③ 調査研究および資料の刊行
- ④ 子どもの文化および福祉増進のための事業
- ⑤ 関係機関・団体との連絡提携
- ⑥ その他目的達成に必要な事業

第三章 組織および役員

(会員の構成)

第5条 この会は、本会に属する各市町村子連の会員をもって構成する。

また、会員は「全国子ども会共済会」への加入資格を有する。

なお、全国子ども会共済会の掛金および規定は別に定める。

(組織の運営)

第6条 この会の運営は、各市町村子ども会連合組織の理事をもって構成し、理事は各市町村子ども会連合会組織の会長が務める。ただし、会長が不都合な場合は、各市町村子連の他の役員が務める。

また、任意の子ども会が奈良県子ども会連合会に加入する場合は、市町村子連を通じることを原則とする。

(専門部)

第7条 この会に、次の活動を推進する専門部を置き、全ての理事はどこかに所属し関連事業の推進にあたる。

- ・ 人権教育啓発部

- ・ 情報交換広報部
- ・ 事業推進活動部

(役職)

第8条 この会に、次の役職を置く。

また、副会長が2名以上の場合は、代行順位を決めるものとする。

会長	1名
副会長	若干名
会計	1名
専門部部長	各1名
事務職員	若干名

(職務)

第9条 この会の、役員等の職務は次のとおりとする。

- ① 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
また、第7条に定める専門部を担当し、事業推進の要となる。
- ③ 会計は、本会の会計を担当する。
- ④ 専門部部長は、担当副会長と協力し、その部の運営にあたる。
- ⑤ 事務職員は、庶務を担当する。また、2名以上の事務職員を置く場合、事務局長を決める。
- ⑥ 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- ⑦ 監査は、会計を監査し、総会においてこれを報告する。

(選出および任期)

第10条 規約第7条で定めるこの会の役職者は、次のとおり選出し、総会で承認を得る。その任期は2年間（執行期間は初年度の4月1日から、翌々年の3月31日まで）とする。但し、再選または再任を妨げない。

- ① 会長・副会長・会計の役員および専門部部長は理事会で選出する。
ただし、役員選出の市町村は、県子連理事として、他に1名、各市町村子連組織の役員の中から選出してもよい。
ただし、第1回理事会で承認を得る。
- ② 事務局長および事務局次長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- ③ 監査は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(顧問)

第11条 この会に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱し、理事会で承認を得る。

第四章 総会

第12条

- ① 総会はこの会の最高決議機関で、理事および代議員をもって構成する。（定数は奈良県子ども会連合会規約12条①の細則に定める）
- ② 総会は、年1回とし会長が召集する。また、臨時総会は、会長が必要と認め理事会の承認を得た場合、または理事の2分の1以上から召集請求があった場合は会長は速やかに召集しなければならない。
- ③ 総会は、委任状を含む構成員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。なお、賛否同数の場合は議長の決定に委ねる。
- ④ 総会の議長は、総会の都度、出席した構成員の中から選出する。

第五章 理事会

第13条 理事会は、理事をもって構成し、本会の基本的な事項について審議する。

- ① 理事会は、必要に応じて会長が召集する。
- ② 理事会は、委任状を含む構成員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。なお、賛否同数の場合は議長の決定に委ねる。
- ③ 理事会は、総会につぐ議決機関である。なお、理事会の議長は、会長以外の役員が務める。

第六章 役員会

（役員会の構成）

第14条

- ① 役員会は、会長・副会長・会計をもって構成する。
- ② 専門部長および議案関係者を含む、拡大役員会を開くことができる。

（役員会の招集）

第15条 役員会は、随時会長が招集する。

（役員会の任務）

第16条 役員会は、次のことを行う。

- ③ 総会および理事会で決定された事項の執行。
- ④ 総会および理事会に提出する議案の整理。
- ⑤ その他必要な事項。

第七章 会計

（経理・会計）

第19条 経費は、会費および補助金、その他をもってあてる。会費の額については、理事会で決めて総会の承認を得る。

（決算・予算）

第20条 この会の決算・予算は総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第八章 規約

(規約の改正)

第22条 この会の規約の改正は、総会構成員の3分の2の同意を得て改正できる。

付則

この規約は、昭和44年5月25日から施行する。

(中 略)

平成16年8月28日 一部改正

平成18年5月21日 一部改正

平成19年5月20日 一部改正

平成20年5月18日 一部改正

平成24年5月20日 一部改正

奈良県子ども会連合会規約19条の細則

会費は一人年間200円（内70円は「全国子ども会共済会」掛金、50円は奈良県子ども会連合会共済運営費）とする。

奈良県子ども会連合会規約12条①の細則

奈良県子ども会連合会総会の理事および代議員の定数は、次のように決める。

市町村の会員数（単位：人）	理事および代議員の定数（人）
1,000 未満	2

<p>1,000 以上～2,000 未満</p> <p>2,000 以上～3,000 未満</p> <p>3,000 以上</p>	<p>3</p> <p>4</p> <p>5</p>	
<p>◆理事および代議員の定数は、前年度3月31日現在の会員数で査定する。</p>		
<p></p>		